

(入札公告の訂正)

石狩湾新港管理組合告示第30号

令和3年5月18日付石狩湾新港管理組合告示第29号の一部を下記のとおり改める。

令和3年5月27日

石狩湾新港管理組合 管理者 鈴木 直道

1 入札説明書別記説明

【訂正前】

「3 入札に参加する者に必要な資格」の説明

3の(1)のケ及びコ

(ア) 国家資格を有する主任技術者とは、1級建築施工管理技士又は1級建築士の資格を有する者です。

また、これと同等以上の資格を有する者とは、建設業法第15条第2号ハの規定に該当する者です。

ただし、共同企業体の場合は、構成員のいずれか1社が上記の資格を有する者を配置することとし、その他の構成員については、2級建築施工管理技士又は2級建築士を主任技術者とすることができます。

(イ) 監理技術者は、(ア)の要件を満たし、本工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者の資格を有する者です。

【訂正後】

「3 入札に参加する者に必要な資格」の説明

3の(1)のケ及びコ

(ア) 国家資格を有する主任技術者とは、1級建築施工管理技士、2級建築施工管理技士(建築)又は1級建築士、2級建築士の資格を有する者です。

また、これと同等以上の資格を有する者とは、建設業法第15条第2号ハの規定に該当する者です。

(イ) 監理技術者は、1級建築施工管理技士又は1級建築士の資格を有し、本工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者の資格を有する者です。